平成23年 5 月17日 (火曜日)

北海道教育委員会 公 報

第6046号

1

5

_	
目	次
	么

通達・通知・照会	
	高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並び
	0V17
	状について
○平成24年度使用教科書の採	

通達・通知・照会

教 高 第 195 号 平成23年 5 月17日

各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 様 各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

平成24年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日 等並びに文書募集開始時期等について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省職業安定局長から別記のとおり通知がありました。

選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守については、これまで関係機関の努力により成果を上げているところですが、今年度につきましても、別記通知の趣旨に基づき、就職希望者に対する適正な職業選択の指導と求人秩序の確立を図るようお願いします。

記

1 留意事項

- (1) 北海道における新規中学校卒業者(中等教育学校前期課程修了者及び特別支援学校中学部卒業者を含む。)の推薦及び選考については、平成23年12月1日以降から行っても差し支えないこと。
- (2) 新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者及び特別支援学校高等部卒業者を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成23年9月5日以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成23年9月16日以降とすること。
- (4) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。)においては、公共職業安定所の確認印がある求人票のみ受理するものとし、確認印がない求人票を提出した事業所には生徒の推薦は行わないこと。
- (5) 早期に選考を行おうとする事業所があった場合は、公共職業安定所及び教育局に報告するとともに、事業所に対して選考開始期日の遵守について協力を求めること。
- (6) 新規高等学校卒業者の文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。
- 2 早期求人状況報告

高等学校に対し早期に選考を行おうとした事業所の有無を把握したいので、次により報告願います。

- (1) 道立学校及び市町村教育委員会にあっては、早期求人状況報告書(別記様式)を作成の上、平成23年10月3日(月)までに、教育局に2部提出してください。
- (2) 教育局にあっては、管内分を取りまとめの上、平成23年10月11日(火)までに、学校教育局高校教育課に1部提出してください。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

(学校教育局高校教育課産業教育指導グループ)

(学校教育局義務教育課義務教育指導グループ)

(学校教育局特別支援教育課指導グループ)

別記様式

早期求人状况報告書

北海道 学校

道内外	しようと	こした	事業所	f名	求人	最初に実施しようとし			及び学		のほ	算後 選考
の別	及び	所	在	地	数	た選考月日	指	導	状	況	月	日
道												
内												
0												
事												
業												
所												
道												
外												
0												
事												
業												
所												
144			1H A .						· F.			

備考 これらの事実のない場合には、「事業所名及び所在地」の欄に「なし」と記入す ること。

別記

23 文科初第52号 職発0401第62号 平成23年4月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿 各都道府県知事殿

> 文部科学省初等中等教育局長 山中伸一 厚生労働省職業安定局長 森山 寛

平成24年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日 等並びに文書募集開始時期等について(通知)

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時 期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これ までも御尽力願ってきたところでありますが、平成24年3月新規中学校・高等学校卒業者に

ついては、全国高等学校長協会、主要経済団体(社団法人日本経済団体連合会、日本商工会 議所、全国中小企業団体中央会)、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を 踏まえ、下記によることとしました。

ついては、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力等を中心としてこれを行い、 定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問 題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活 動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成21年1月19日に公布・施行された職業 安定法施行規則の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第4号)等に基づく事前通知 制度や企業名公表制度、「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知、学校とハロー ワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願 いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

- 第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
 - 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定
 - (1) 新規中学校卒業者(中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)の推薦及び選考開始期日については、平成24年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成23年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成23年9月5日(沖縄県については平成23年8月30日)以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成23年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができる ものであること。
- 2 求人申込みの手続き等
- (1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人票を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認(確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとすること。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成23年6月20日から開始するものとすること。
 - (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成23年7月1日以降開始するものとする こと。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成23年6月20日から開始するものとすること。
 - (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成23年7月1日から開始するものとすること。
 - (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成23年7月1日以降開始するものとすること。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成23年7月1日以

降に行うものとすること。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとすること。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始(実習、研修等を含む。)時期は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条の規定により平成24年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。
- 4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内 定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受 けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議(以下「検討会議」という。)については、本年度においても、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

- (1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表 及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこ と。
 - ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国統一して実施すべき事項に ついての説明又は確認
 - イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方に ついての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議
 - ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議
 - エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討
 - オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を 図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検 討、協議
 - カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等
- (2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとすること。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとすること。

- 6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化
- (1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

- (2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。
- 第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い
 - 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、 採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成23年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長あて報告すること。

(別添1から別添3まで省略)

教 義 第 159 号 平成23年 5 月17日

各 教 長 育 局 各 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長 国立大学法人北海道教育大学長 各国立高等専門学校長 学 私 校 長 各教科書センター(分館を含む。)館長

北海道教育委員会教育長

平成24年度使用教科書の採択について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から別記のとおり通知があったので、通知します。

(学校教育局義務教育課支援グループ)

別記

23 文 科 初 第 50 号 平成23年 4 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長 山 中 伸 一

平成24年度使用教科書の採択について(通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成23年度においては、平成24年度使用教科書の採択を行うことになりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長あてに通知しますので(平成23年4月7日付け23初教科第1号「平成24年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」(以下「課長通知」という。))、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、教科書採択の在り方については、平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について(通知)」(以下「平成14年通知」という。)等により、その改善方を依頼しているところであります。各都道府県教育委員会におかれては、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長あてに送付することを申し添えます。

記

- 1 平成23年度の教科書採択について
 - (1) 小学校用教科書

平成23年度は、平成22年度と同一の教科書を採択しなければならないこと (義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「無償措置法」という。)第14条)。

(2) 中学校(中等教育学校の前期課程を含む。) 用教科書

平成23年度は、おって送付する「中学校用教科書目録(平成24年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること(無償措置法第13条第5項)。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること(無償措置法第10条)。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

- (3) 特別支援学校の小・中学部用教科書
 - ① 小学部

平成23年度は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、平成22年度と同一の教科書を採択しなければならないこと (無償措置法第14条)。

② 中学部

平成23年度は、一般図書(特別支援学校・学級用)を除き、おって送付する「特別支援学校用(小・中学部用)教科書目録(平成24年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること(無償措置法第13条第5項)。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(4) 高等学校用教科書

平成23年度は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書(以下「一般図書(高等学校用)」という。) を除き、おって送付する「高等学校用教科書目録(平成24年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

- (5) 一般図書(特別支援学校・学級用)及び一般図書(高等学校用)の採択について 毎年度異なる図書を採択することができること。 その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。
- 2 教科書採択の公正確保について
 - (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

平成23年度は、中学校用及び高等学校用の教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が一層活発になることが予想されること。

このため、文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところであり(別添参照)、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 静ひつな採択環境を確保していくため、平成14年通知の趣旨を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。
- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過当な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課あてに報告すること。
- 3 教科書採択方法の改善について

教科書採択については平成14年通知等により、その改善の取組を促してきたところであり、教育委員会は、上記通知等を踏まえて、市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえた 採択地区の適正規模化等教科書採択方法の一層の改善に努めるようにすること。

4 その他

都道府県教育委員会は、東日本大震災の影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、本通知及び課長通知等により難い事情がある場合には、速やかに文部科学省教科書課に相談すること。

別添

23 文 科 初 第 48 号 平成23年 4 月 7 日 各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長 山 中 伸 一

教科書の採択に関する宣伝行為等について (通知)

平成23年度は、中学校用及び高等学校用の教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が過当にならないよう、採択の公正確保に努めることが求められています。

各発行者においては、平成19年1月30日付け18文科初第952号初等中等教育局長通知「教科書の採択に関する宣伝行為等について」(別紙参照)に掲げられている諸事項を厳守するとともに、採択用見本等に係る下記事項に留意し、過当な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたり、教科書全体への信頼を損なうことなどのないよう、採択の公正確保について格段の努力をお願いします。

記

- 1 小学校用教科書見本については、平成23年度は一切送付できないこと。
- 2 中学校用教科書見本についての送付部数限度は下表のとおりとすること。 また、各都道府県教育委員会に対しては、漏れなく送付されるよう配慮されたいこと。 なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。 「表]

送 付 先	送付部数		
都道府県教育委員会	各 15部		
指定都市教育委員会	各 6部		
市町村教育委員会	各 5部		
採 択 地 区	各 (構成市郡数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)		
国·私立学校	各 1部		
教科書センター	各 2部		

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。 ただし、「社会」の教科書については5月上旬を期限とすること。

3 高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとすること。

また、各都道府県教育委員会に対しては、漏れなく送付されるよう配慮されたいこと。 なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送 付 先	送 付	部 数
都道府県教育委員会	各	6 部
	(ただし、職業に関する教	女科は、各1部とすることが
	できる。)	
高等学校を設置する	各	1 部
市町村教育委員会		
高 等 学 校	各	1 部
教科書センター	各	1部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律 第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになった ことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科 書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せ できるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付す

ることとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。 ただし、「理科」の教科書については5月上旬を期限とすること。

- 4 教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できることとすること。
- 5 教員への教科書見本の献本は行わないこととしているところであり、仮に献本の要求が あっても応ずることのないよう十分注意すること。
- 6 都道府県教育委員会(教科書センター)において保存されている教科書見本を展示会に 出品しようとする場合は、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に5月末日まで に通知すること。
- 7 教科書検定における申請図書については、一切送付が認められないところであり、その 取扱いについては平成15年2月17日付け14初教科57号「申請図書の取扱いについて(通 知)」及び平成19年1月30日付け18文科初第952号「教科書の採択に関する宣伝行為等につ いて(通知)」を踏まえ、適切な管理に万全を期すこと。

別紙

18文科初第952号 平成19年1月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長 銭 谷 眞 美

教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)

教科書の採択に関する宣伝行為等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(いわゆる独占禁止法)第2条第9項の規定により指定された「教科書業における特定の不公正な取引方法」(以下「特殊指定」という。)などに基づいて、公正確保が図られてきました。

このたび、公正取引委員会では、教科書採択の方法が整備されたことなどを理由として、 平成18年9月1日をもって特殊指定を廃止したところです。

しかし、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」(いわゆる一般指定)により、引き続き、禁止されております。

こうした状況を踏まえ、社団法人教科書協会において「教科書宣伝行動基準」が別添のとおり定められたところです。

また、別紙のとおり、採択関係者に対して、教科書採択にあたって他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為に軽々に左右されないようにとの注意喚起を行ったところです。

各発行者においては、採択の公正確保や教科書の適正価格の維持を図り、教科書全体の信頼性を確保する観点から、当該行動基準とともに、下記の諸事項を厳守いただき、過当な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたりすることのないよう、引き続き、格段の努力をお願いします。

記

- 1 採択に関する宣伝活動等について
 - (1) 教職員、公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力のある者を採択関する宣伝活動に従事させないこと。
 - (2) 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
 - (3) 内容見本又は解説書等は、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられるものを作成・配布しないこと。
 - (4) 採択期間中において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として、関与しないこと。また、同期間中において、編著作者をこれらに関与させないこと。
 - (5) 教科書を児童又は生徒に給付する過程において、宣伝物を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の出版物の宣伝行為を行わないこと。
- 2 見本本等の取扱いについて
 - (1) 各都道府県教育委員会等への教科書見本の送付部数については、来年度初頭に別途通知すること。
 - (2) 教員への教科書見本及び申請図書(いわゆる白表紙本)の献本は、行わないこと。

(※本通知の別添及び別紙資料は、省略)

教 義 第 160 号 平成23年 5 月17日

各 教 育 局 各 立. 学 校 長 道 各市町村教育委員会教育長 国立大学法人北海道教育大学長 各国立高等専門学校長 私 学 校 長 各教科書センター (分館を含む。) 館長

北海道教育委員会教育長

平成24年度使用教科書の採択事務処理について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局教科書課長から別記のとおり通知があったので、通知します。

なお、道内における取扱いについては、次のとおりとしますので、留意願います。

記

1 一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に係る見本について

学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に規定する特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)のうち、文部科学省発行の一般図書一覧(図書コード付一般図書)に登載されている図書については、採択、調査及び研究用として、次の箇所において通年展示していること。

配置箇所	住所
美唄養護学校	美唄市東7条南3丁目1番1号
札幌養護学校	札幌市厚別区厚別町山本751番地206
真駒内養護学校	札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号
星置養護学校	札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号
室蘭聾学校	室蘭市水元町56番24号
平取養護学校	沙流郡平取町本町112番地7
七飯養護学校	亀田郡七飯町鳴川5丁目21番1号
鷹栖養護学校	上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1
稚内養護学校	稚内市声問 5 丁目23番 7 号
網走養護学校	網走市字呼人149番地 2
带広養護学校	带広市西25条南2丁目7番地3
釧路養護学校	釧路市暁町11番1号
北海道立特別支援 教育センター	札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

2 教科書展示会について

平成23年度における教科書展示会の法定展示期間は、原則として6月17日(金)から14日間の予定であり、この法定展示期間外でも教科書見本がそろい次第、教科書展示会を開催することができるが、管内の開催計画について別途照会するので、これにより報告すること。

3 需要数の報告について

需要数の報告については、平成15年度から「教科書需要数集計システム」により行っているところであり、平成16年度から教科書需要票等の用紙見本は送付されていないが、同システムから見本用紙が出力できるので、必要に応じて利用されたいこと。

なお、需要数報告の具体的な取扱い及び提出期日等については別途通知する。

(学校教育局義務教育課支援グループ)

別記

23 初教科第 1 号 平成23年 4 月 7 日 各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長 森 晃 憲

平成24年度使用教科書の採択事務処理について(通知)

平成23年度における教科書採択の事務処理については、平成23年4月7日付け23文科初第50号「平成24年度使用教科書の採択について(通知)」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

記

- 1 中学校用教科書について
 - 平成24年度使用教科書においては、新たに採択した教科書を給与・使用すること。
- 2 特別支援学校用教科書について

文部科学省が著作の名義を有する教科書(以下「文部科学省著作教科書」という。)の うち、中学部視覚障害者用及び中学部知的障害者用については、全種目が改訂される予定 であるので留意すること。

3 高等学校用教科書について

平成24年度に第1学年となる生徒の数学及び理科の教科書については、新しい学習指導要領(平成21年度文部科学省告示34号。以下「平成21年学習指導要領という。)の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録(平成24年度使用)」の第1部に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、その他の科目については、現行の学習指導要領(平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。)の適用を受けるため、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

平成24年度に第1学年となる生徒以外の生徒で、平成11年学習指導要領の適用を受ける 生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択するこ と。

従来の学習指導要領(平成元年文部省告示第26号。以下「平成元年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第3部に登載されている教科書のうちから採択すること。

- 4 一般図書(特別支援学校・学級用)及び一般図書(高等学校用)の採択について
 - (1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援 学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)並びに 学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書(以下「一般図書(高 等学校用)」という。)の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育 目標の達成上適切な図書を採択すること。
 - (2) なお、義務教育諸学校における一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①~⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと(特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかにかかわらず、平成23年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。)。
 - ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容(文字、表現、 挿絵、取り扱う題材等)のものであること。
 - ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
 - ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
 - ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
 - ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、 あまり高額なものに偏らないこと。
 - ⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(3) 都道府県教育委員会は、一般図書(特別支援学校・学級用)及び一般図書(高等学校用)の展示会を開催することができるが、一般図書(特別支援学校・学級用)及び一般図書(高等学校用)の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書(特別支援学校・学級用)及び一般図書(高等学校用)の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書(特別支援学校・学級用)及び一般図書(高等学校用)の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

- 5 教科書見本の送付について
 - (1) 小学校用教科書見本について

平成23年度は小学校用教科書については、前年度と同一の教科書を採択することとなるため、見本は送付されないこと。

(2) 中学校用教科書見本について

中学校用教科書見本の送付部数限度は平成23年4月7日付け23文科初第48号「教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)」において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送 付 部 数		
各 15部		
各 6部		
各 5部		
各 (構成市郡数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)		
各 1部		
各 2部		

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。ただし、「社会」の教科書については、5月上旬が期限とされていること。

(3) 特別支援学校用教科書見本について

中学部知的障害者用教科書については、教科書発行者に対して、下表のとおり送付を 依頼しており、4月末日を期限としていること。

[表]

送 付 先	送付	部 数
都道府県教育委員会	各	9 部
指定都市教育委員会	各	6 部
教科書センター	各	1部
		書も展示対象の場合は、2
	部。)	

(4) 高等学校用教科書見本について

高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できることとされていること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

P()	
送 付 先	送 付 部 数
都道府県教育委員会	各 6部 (但し、職業に関する教科は、各1部とすることがで
	きる。)

	等学校を設置する 町村教育委員会	各	1 部	
高	等 学 校	各	1 部	
教	科書センター	各	1部	

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。ただし、「理科」の教科書については、5月上旬が期限とされていること。

(5) 前年度検定本以外の教科書見本の取扱い

教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できることとされていること。

(6) 教科書見本の送付時期について 印刷の遅れ等東日本大震災の影響により、教科書見本の送付が上記期限より遅れる場合が想定されるので留意すること。

- 6 教科書展示会について
 - (1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、6月17日から14日間とする予定であるので留意すること。
 - (2) 法定展示期間外であっても、教科書見本が揃い次第、教科書展示会を開催することは可能であること。なお、法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。
 - (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等について、教員、 教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。
- 7 需要数の報告について
 - (1) 需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
 - (2) 「教科書需要数集計システム」の運用開始時期等については、後日、事務連絡を送付 するので留意すること。
 - (3) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限(9月16日)を厳守すること。
 - (4) いったん採択した教科書の採択変更に伴う需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等によるほかは認められないこと。

なお、特別のやむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府 県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告すると ともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び 連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じない時期(遅くとも教科書を使用することと なる年度の前年度の12月)までに速やかに行うこと。

- (5) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないよう十分注意すること。
- (6) 一般教科書(特別支援学校・学級用)等の需要数報告については、それぞれ別途送付する通知を参照すること。
- 8 教科書センターについて

教科書センターについては、平成元年4月6日付け文初教第142号初等中等教育局長通知により、新設、移転(住所表示の変更を含む。)、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

9 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遺漏のないようにすること。